

当健保組合では、今年度も次のような健診を実施いたします。  
積極的にご利用いただき、年に1度の健康チェックにお役立てください。

(住所に変更があった場合は、各事業所のルールに従って、すみやかに届出をお願いします。)

特定健診・保健指導を受ける方が少ないと「後期高齢者支援金」にペナルティが課されます

75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」の費用の4割は、健保組合等が負担する「後期高齢者支援金」で賄われています。この支援金の額を、特定健診・保健指導の取り組み方に応じて加算したり減算したりするしくみになっています。

①特定健診の実施率

②特定保健指導の実施率

③メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率

この3項目について、平成24年度時点で目標を達成できた健保組合は支援金が10%の範囲内で減額され、目標を達成できなかった健保組合は10%の範囲内で増額されます。

この支援金は非常に高額で、1%の増額でも健保財政は厳しくなります。みなさまの保険料アップにもつながりますので、健診は年1回受診し、特定保健指導の対象となったら必ず受けてください。

## 被扶養配偶者・任継者健診の指定項目一覧

●青色の項目…特定健診基本項目

ウェルネス社 (医療監修: 日本予防医学協会)

| 項目  | 35歳未満 | 35歳以上     |
|---|-------|-----------|
| 身体計測 (身長・体重・BMI)  | ○     | ○         |
| 血圧測定  | ○     | ○         |
| 医師診察  | ○     | ○         |
| 腹囲測定  | ×     | ○         |
| 視力検査 (遠距離)  | ○     | ○         |
| 尿検査 (潜血・蛋白・糖)   | ○     | ○         |
| 胸部X線 (直接撮影)   | ○     | ○         |
| 胃部X線・内視鏡 (自己負担3,150円)   | ×     | ○         |
| 心電図 12誘導  | ×     | ○         |
| 聴力 (1K・4K)  | ○     | ○         |
| 眼底検査  | ×     | ○         |
| 腹部超音波   | ×     | ○         |
| 血液検査<br>GOT・GPT・γ-GTP<br>総コレステロール<br>中性脂肪・HDLコレステロール<br>ZTT・ALP<br>尿素窒素・クレアチニン<br>尿酸<br>白血球数・赤血球数<br>色素量・ヘマトクリット<br>空腹時血糖 | ○     | ○         |
| LDLコレステロール・HbA1c  | ×     | ○         |
| 便潜血検査 (2回法)   | ×     | ○         |
| 婦人科<br>※35歳以上限定<br>乳がん検査 (マンモグラフィまたはエコー)  | ×     | △ (希望者無料) |
| 子宮がん検査 (内診・頸部細胞診)   | ×     | △ (希望者無料) |

\* 年齢区分は当該年度に達する満年齢です。

\* 上記項目以外の検査をした場合は自己負担となります。

本誌 P6 の表 ③「被扶養配偶者・任継者健診」の対象で、下記の条件に合う方は、**人間ドック**を選択することもできます。

補完的  
健診制度

|       |  |
|-------|--|
| 年齢区分  | 35歳以上の方  |
| 受診資格  | 被扶養配偶者・任継者本人 (受診時に健保組合の資格があること)<br>※ 2010年7月1日現在の有資格者で、DM送付対象の方は、極力「被扶養配偶者・任継者健診」をご利用ください。<br>※ 同一年度内に重複しての利用はできません。 |
| 受診期間  | 2010年4月～2011年2月  |
| 費用の負担 | 以下を限度に健保組合が実費負担<br>被扶養配偶者：25,000円 任継者本人：35,000円  |

## 健診制度と概要

| 対象者   | ① 社員本人   | ② 被扶養配偶者および任継者本人とその被扶養配偶者   | ③ 配偶者以外の被扶養者   |
|-------|--|---|--|
| 年齢区分  | 35歳未満の方<br>→ 一般健診<br>35歳以上の方<br>→ 総合健診                                 | → 被扶養配偶者・任継者健診 (ウェルネス社健診)<br>※ 35歳以上か未満かで、健診項目が異なります (本誌 P7 の表「指定項目一覧」を参照)<br>※ 35歳以上の健診項目は、本誌 P7 の表「指定項目一覧」のとおり、日帰りドック並みとなっています。 | 40歳以上の方<br>→ 法定の特定健診<br>※ 基本項目は、本誌 P7 の表「指定項目一覧」をご参照ください。  |
| 受診資格  | 2010年4月1日現在の在籍社員   | 2010年7月1日現在の被扶養配偶者、任継者<br>※ 受診時に健保組合の資格があること。また、7月2日以降任継者になられる方で受診をご希望の場合は、健保組合にご照会ください。  | 原則として、2010年4月1日現在の被扶養者<br>※ 受診時に健保組合の資格があること。  |
| 受診期間  |  | 2010年9月～2011年2月<br>※ 健保組合の案内に従い受診してください。  | 2010年4月～2011年2月  |
| 利用方法  | 「健康管理センター」からの案内に従い受診してください。<br>※ 制度の詳細は MS 1 人事部のホームページ「健康診断」をご参照ください。 | ● 受診案内：<br>2010年8月下旬、委託先「ウェルネス社」から、ご自宅宛の DM でご案内します。<br>● 予約締切：<br>2011年1月下旬 (予定) までに、ウェルネス社へ予約が必要です。<br>※ 詳細は DM をご参照ください。       | ① かかりつけ医など任意の診療所等で受診してください。<br>② 受診後、当健保組合所定の申請書に、健診結果と領収書と質問票を添付してご請求ください。<br>※ 制度の詳細は健保ホームページを必ずご参照ください。 |
| 費用の負担 | 事業主と健保組合で分担して負担  | 本誌 P7 の表「指定項目一覧」の項目の健診については、原則として <b>全額健保組合が負担</b>  | 10,000円を限度に健保組合が実費負担   |
| 担当窓口  | 三井住友海上健康管理センター (きらめき生命は、同社の健康管理推進室)                                    | 健保組合  | 健保組合   |
| その他   | ● 事業主との共同事業として実施しています。   | ● 委託先：ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 (ウェルネス社)<br>● 医療監修：日本予防医学協会  |  |

※年齢は2011年3月末現在です。